



総務省

令和7年電気通信事業法・NTT法改正 に伴う省令事項について

令和7年10月24日
事務局

NTT法改正に伴うもの

NTT東西の活用業務関係

①活用業務等の対象外とする業務

- ・ 本来業務及び活用業務として認められない移動通信業務・ISP業務の詳細 [【省令事項】](#)
- ・ 活用業務として認められない上記以外の業務 [【省令事項】](#)

②活用業務の実施基準

- ・ NTT東西が策定・公表する実施基準に記載すべき項目 [【省令事項】](#)

③活用業務の実施状況報告

- ・ NTT東西が毎年度報告・公表する、活用業務の実施状況報告に記載すべき項目 [【省令事項】](#)

その他

①NTT法上の合併等の認可の緩和

- ・ 認可を要しない法人等の規模の基準 [【省令事項】](#)

②NTT東西の重要設備譲渡等の認可の見直し

- ・ 認可対象となる建物等の範囲等 [【省令事項】](#)

③その他

- ・ 目的達成業務の事後届出の時期等 [【省令事項】](#)
- ・ 外資規制の遵守状況報告に記載すべき項目等 [【省令事項】](#)

[【省令事項】](#)・・・諮問対象
[【省令事項】](#)・・・諮問対象外

① 活用業務等の対象外とする業務について

【関係事業者からの主な意見】 ※詳細は参考資料参照

- **活用業務等の対象外とする業務**については、**モバイル（MVNO含む）・ISPに加えて放送も含めるべき**。NTT東西がIPユニキャストで放送インフラを代替する際は、単にFTTHアクセスサービスを提供するのみと整理すべき。【KDDI】
- 活用業務として**認められない業務に、放送を省令で追加**いただきたい。【CATV連盟】
- **ガイドラインで「公正な競争の確保に支障のない範囲内」等にあたらないとされる態様**（競争事業者が同様の業務を営むことができないもの等）は**対象外と省令で明示**すべき。また、競争阻害的な要素が拡大するおそれが高いため、**他の市場支配的な電気通信事業者や、他のNTTグループ会社との連携は活用業務の対象外とするか、迅速かつ緻密な事後検証が必要**。移動サービスの例外は現に提供が認められているサービス（ローカル5G、公衆無線LAN）に限定し、ISPサービスは例外を認めるべきではない。【ソフトバンク】
- ISP業務以外にも他社のクラウド、CDN、動画配信、SNSなど**インターネット上で提供される主要サービスをNTT東西が販売することは、ISPとの契約なしでこれらのサービスを利用できることに道を開くものであり、ISP業務規制の抜け道となる懸念**がある。【JAIPA】
- 引き続き、**自ら移動通信業務・ISP業務に進出する考えはないが、実施が認められない移動通信業務とISP業務は、真に公正競争の確保に支障が生じる場合に限定**するとともに、技術の進展や市場環境の変化等に応じて**継続的に見直していくことが必要**。【NTT】

活用業務等の対象外とする業務（省令事項）について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

- NTT東西は、本来業務のための設備・技術・職員を活用し、「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障のない範囲で活用業務を営むことができること。また、**活用業務ガイドラインにおいて、これらの具体的な考え方が示されていること**。
- **現在は、例えば、以下のような業務が活用業務として営まれていること**
 - 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定等
 - IP電話サービス等の県間役務提供・料金設定
 - サーバ設備を利用したアプリケーションサービス等の役務提供・料金設定（ひかりクラウドPBX等）
 - アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス等の提供（おかませクラウドストレージ）
 - 顧客ニーズに合った他社クラウドサービスの販売等、顧客設備の保守等の受託
 - ローカル5G通信システムを用いて提供される電気通信役務等（ギガらく5G）
- **放送業**について、現在は、**活用業務ガイドラインにおいて、活用業務に含まれないとされていること**。

② NTT東西が営む活用業務の実施要件となる実施基準等について

【関係事業者からの主な意見】 ※詳細は参考資料参照

- 実施基準は、**活用業務ガイドラインの規定内容を反映**し、さらに特定関係事業者に関する禁止行為の規定など、**改正NTT法・事業法の内容を適切に反映**すべき。【KDDI】
- 実施要件は、**活用業務ガイドラインの規定に準拠したもの**とすべき。加えて、実施状況報告までに最大1年間、検証ができない状況を避け、事後検証の実効性を確保するため、**個別の活用業務を実施した際に公表する旨を規定**すべき。【ソフトバンク】
- **事後検証の実施にあたっては**、手続きの簡素化・効率化を優先するのではなく、所要の手续に則って**厳格に検証**すべき。その上で、公正競争の確保に支障が生じるおそれが認められた場合には、速やかに**遵守確保や変更命令等の必要な措置を講ずる**ことが可能な運用とすべき。【楽天モバイル】
- 最終答申を踏まえ、**実施基準に記載すべき項目等**についても**可能な限り、効率化**するとともに、従来記載してきた**事項の必要性について再検討**し、引き続き記載が必要とされる項目についても、**個々の届出書に記載した内容を総括した内容**とするべき。なお、これまでと同様に、公正競争を確保するために必要な措置は適切に講じ、施行後速やかに実施基準等の届出・公表を行う考え。【NTT】

NTT東西が営む活用業務の実施要件となる実施基準等（省令事項）について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

- **現在は**、事前届出制に基づき、**個々の活用業務を開始する前に以下の内容を届け出ていること**。
 - 活用業務の概要、業務の実施方法、業務を営む理由
 - 活用業務の収支見込、所要資金の額及び調達方法
 - 活用しようとする設備、技術、職員の概要
 - 公正な競争を確保するために講じる具体的な措置 ※活用業務ガイドラインに基づき記載
- **令和7年改正は**、**活用業務の類型化が進む中**、「電気通信事業の公正競争の確保」に支障がないことは維持しつつ経営自由度の向上を図る等の観点から、事前届出制から、**実施基準に従って営むことができるよう規制を緩和**したこと。
- 現行制度下では、**活用業務実施の30日前までに届出**され、その後、**速やかに、総務省において届出内容を公表**していること。
- 現行制度下では、活用業務ガイドラインに基づき、**届出後、総務省において**、公正な競争の確保に支障のない範囲内であるか等について**確認を行っているが、問題があると判断された業務はなかったこと**。
- **新制度では**、実施状況報告を踏まえ、**毎年度、市場検証委員会において事後検証を行う方針**となっているところ、禁止行為違反等の公正競争上の懸念が判明すれば、**随時、調査等を行うことは可能**であると考えられること。

③ 活用業務の実施状況に係る報告事項について

【関係事業者からの主な意見】 ※詳細は参考資料参照

- ・ 現在報告されている「公正な競争を確保するために講じる具体的な措置」等の実施状況など、**最低限、現行の活用業務ガイドライン及び実施状況報告の運用に準拠したものを報告事項とすべき**。加えて、現在、NTT東西の措置のみ報告されている「営業面のファイアウォール」等については、**より詳細かつ具体的な実施結果等も報告されるようにすべき**。【ソフトバンク】
- ・ 年1回の事後報告によらず、問題が認められると想定される場合は直ちに検証し、行政指導等の是正措置を実施すべき。【KDDI】
- ・ インターネット上で提供されている、**活用業務として実施するサービスと同様・類似のものの有無、その市場シェア、利用状況**について報告対象とすべき。【JAIPA】
- ・ 報告事項は、**過度な負担が生じないよう**、電気通信市場の公正な競争等を検証するために真に必要な項目に限定すべき。市場検証委員会における事後検証に対しては、これまでの検証と同様に協力していく考え。【NTT】

NTT東西が毎年度に報告する活用業務の実施状況に係る報告事項（省令事項）について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

- ・ **現在は**、活用業務ガイドライン等に基づき、**以下の事項について、毎年度報告が行われていること**。
 - ①ネットワークのオープン化に関する取組
 - ②ネットワーク情報の開示の状況
 - ③必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保の状況
 - ④営業面でのファイアウォールの実施状況
 - ⑤不当な内部相互補助の防止（会計分離等）及び収支の状況
 - ⑥関連事業者の公平な扱いに関する実施状況
 - ⑦サービス卸の提供に関する適正性、公平性、一定の透明性の確保の取組
 - ⑧サービス毎の利用状況（契約数）
- ・ 現行制度下では、活用業務ガイドラインに基づき、**届出後、総務省において、公正な競争の確保に支障のない範囲内であるか等について確認を行っているが、問題があると判断された業務はなかったこと**。
- ・ **令和7年改正は、活用業務の類型化が進む中、「電気通信事業の公正競争の確保」に支障がないことは維持しつつ経営自由度の向上を図る等観点から、手続の簡素化等を行ったものであること**。
- ・ **新制度では**、活用業務の実施状況報告を踏まえ、**毎年度、市場検証委員会において事後検証を行う方針であること**。

- NTT東西は、活用業務として、県間役務の提供のほか、当該役務を利用した上位レイヤー系サービス等を提供。
- 近年は、上位レイヤー系のサービスの活用業務の届出が多いほか、非電気通信の業務も開始。

① 県間役務の提供

地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	認可	H15.2.19
次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定等	認可	H20.2.25
次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供	認可	H23.7.13
多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対する卸電気通信役務を含む次世代ネットワークを利用したフレッツサービス等の県間役務提供・料金設定	届出	H26.12.26
IP電話サービス等の県間役務提供・料金設定	届出	R5.12.1

② 上位レイヤー系サービス等の提供

サーバ設備を利用したアプリケーションサービス等の役務提供・料金設定（ひかりクラウドPBX等）	届出	東H27.12.21 西H28.4.7
クローズド・ユーザ・グループ型サービスの役務提供（フレッツ・VPN プライオ）	届出	東H31.4.18 西H31.3.29
通話転送サービス及びサポートサービスの役務提供（ひかりクラウド電話）	届出	東R3.3.22 西R4.1.20
サーバ設備を用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供（Managed SD-WAN）	届出	東R3.4.30 西R6.10.1
アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス等の提供（おかませクラウドストレージ）	届出	西R4.2.4
ローカル5G通信システムを用いて提供される電気通信役務等（ギガらく5G）	届出	東R4.2.16

③ 非電気通信の業務の実施

他社のクラウドサービスの販売等	届出	東西R7.2.28
顧客設備（管路、電柱等）の保守等の受託	届出	東西R7.7.2

(NTT法第 3 条第 7 項から第13項まで)

- NTT東西の**活用業務の類型化**が進む中、その**実施要件**（「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障がないこと）は**維持**しつつ、経営自由度の向上を図る観点から、**手續の簡素化・効率化**を図るもの。
- このため、**活用業務**について、個別業務ごとの**事前届出制**から、**実施基準に従って営むことができる**よう規制を緩和し、活用業務の実施状況について、**事後検証を実施**。

個別の届出不要

NTT東西

総務省

実施基準の作成・
事前届出・公表義務

実施基準の遵守義務

実施状況の報告・公表義務

実施状況の事後検証

検証結果の公表

必要な
場合

実施基準の
遵守・変更命令等

合併等の認可の緩和

【関係事業者からの主な意見】 ※詳細は参考資料参照

- **小規模な合併であっても、累積的に行われれば、市場構造や公正競争に大きな影響を与える可能性があることから、累積的な合併により当該取引分野におけるシェアが10%を超える場合は以降の合併を禁止すべき。**また、数値以外の基準も設けるべき。さらに、非電気通信事業者であっても公正競争に多大な影響が懸念される事業者（**通建会社など**）や重要分野（**DCやクラウドなど**）との合併は**厳正に審査すべき**。なお、**NTT持株は、認可の緩和対象外であると理解**。【KDDI】
- 資本の額のほか、**売上高や営業利益、市場シェア等にも基準を設け、いずれかでも達した場合は認可を必要とすべき**。市場シェアについては、公取の指針を踏まえ、市場シェア10%を超えないことを基準とすることが適当。NTT持株会社の業務拡大を認めることはあつてはならず、この点も明示すべき。【ソフトバンク】
- 電気通信事業を営まない法人であっても、端末・プラットフォーム等の周辺事業を営む場合、技術革新や市場構造の変化等により、公正競争に影響を及ぼす可能性があることから、**合併等の認可要否を判断する基準**には、「**経営の規模**」に加えて、「**資本構成**」「**事業規模**」「**事業領域**」等を位置づけるとともに、可能な限り**具体的に詳細を明示すべき**。【楽天モバイル】

NTT東西の合併等の認可の緩和（省令事項）について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

- 現在は、NTT持株、NTT東西が合併等する場合には、その合併等の規模によらず、総務大臣の認可が必要であること。
- 最終答申では、**NTT東西の合併等の認可は、他の会社との合併等により機動的に事業の拡大等を図る場合の阻害要因となるおそれがあるとされたこと。**また、**以下の合併等については、公正競争に影響せず、本来業務への支障も少ないと考えられるとされたこと。**
 - ①**電気通信事業を営まない法人**（電気通信事業以外の事業）であって、
 - ②**小規模な法人（事業）との合併等**※省令では、②の基準について規定するもの
- データセンター事業者やクラウド事業者などは、一般的に、「**電気通信事業を営む法人**」に該当すると考えられること。
 - ※（他人の通信を媒介しない等の理由により）電気通信事業の届出を行っていない（電気通信事業法上の適用除外となっている）者であっても、他人の需要に応じて電気通信役務を提供していれば、「**電気通信事業を営む**」に該当し得るため。
- 電気通信事業を営まない法人に係る合併等であれば、電気通信事業に係る市場シェアが変動することはないと考えられること。
- **NTT持株の業務は、NTT東西の株式保有、両社への助言・あっせん等、基盤的技術の研究開発等の本来業務及び目的達成業務に限定されていること。**

NTT東西の重要設備譲渡等の認可の見直し

【関係事業者からの主な意見】 ※詳細は参考資料参照

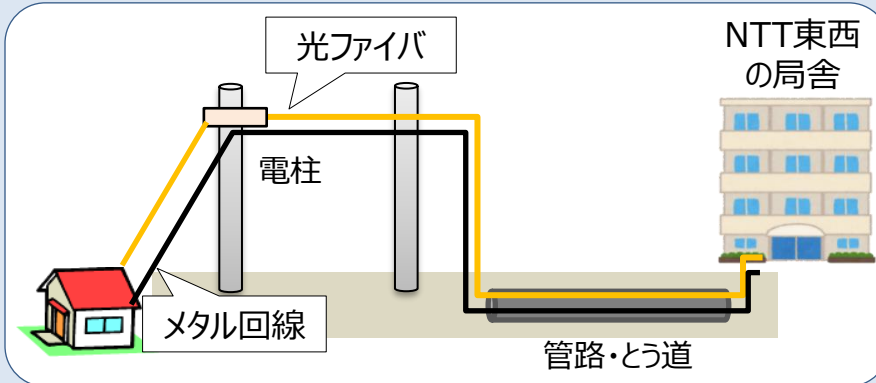
- 「処分」には、破棄、**移転**（支障移転を除く）、**貸与等に加え**、NTT東西自身を含めた重要設備の**転用・目的外利用を含めるべき**。また、認可対象となる線路敷設基盤は可能な限り広くあるべきであり、現在**接続ルールのもとで利用されているもの**（局舎、電柱等）を**全て対象とすることを明示すべき**。【ソフトバンク】
- 認可対象となる施設等については、ユニバーサルサービスや経済安全保障の観点からも検討し明確化すべき。特に、**コロケーション（一般・義務）が行われている局舎等については、認可対象施設に位置づけていただきたい**。【楽天モバイル】
- 処分等の認可にあたり、メタルを含めた設備・土地・局舎の**売却益等を、光回線の敷設や赤字補填等に充てることを認可条件とすべき**。なお、電電公社の資産は国民の負担によって形成されてきたため、国民負担を二重に求めることのないよう、自らも赤字拡大の解消に向けた努力に取り組むべき。【KDDI】
- NTT東西の**電柱の支障移転**や無電柱化等の移設や**不要となった設備の撤去対応**、災害・復旧対応等まで規制対象にすることは、効率的な設備運営を阻害するため、**必要最低限の規制**にいただきたい。【NTT】

NTT東西の重要設備譲渡等の認可（省令事項）について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

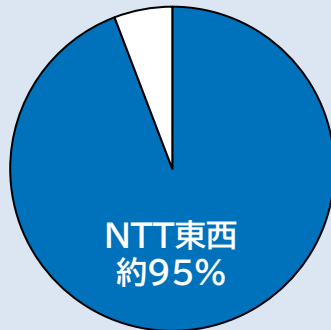
- 現在は、NTT東西の電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備（局舎間の中継線路等）を譲渡又は担保に供しようとする際に認可が必要なこと。
- 最終答申では**、我が国の通信インフラ全体を支えるNTT東西の線路敷設基盤（電柱、管路・とう道等）の重要性がますます高まっていることを踏まえ、**ユニバーサルサービスの確保と公正競争の確保の双方の観点から**、線路敷設基盤についても譲渡等の**認可対象とすることが提言**されたこと。
- 電柱の支障移転等は毎年多数行われているところ、外的要因による移転等が必要となる場合であっても、**代替となる設備・施設が確保されている場合には**、ユニバーサルサービスや公正競争の確保の観点から**問題となる可能性は低いと考えられること**。
- 令和7年改正法では、認可の対象となる「具体的な設備・施設」等に加えて、「処分」の範囲を省令で定めることとなっていること。

- 固定通信回線の設置には、線路敷設基盤（電柱、管路・とう道等）が不可欠だが、**NTTは、電電公社から全国の線路敷設基盤を承継**。これを活用し、**固定通信回線の大宗はNTT東西が設置し、固定通信サービスの提供に不可欠な役割**。
- また、**NTT東西の光ファイバは、移動通信サービスでも、エントランス回線（「局舎～基地局」間の回線）として利用され、その提供に必須となる等、固定通信・移動通信の双方において公共的な役割を果たしている**。

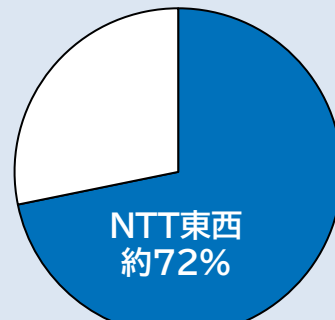
固定通信回線のシェア



メタル回線

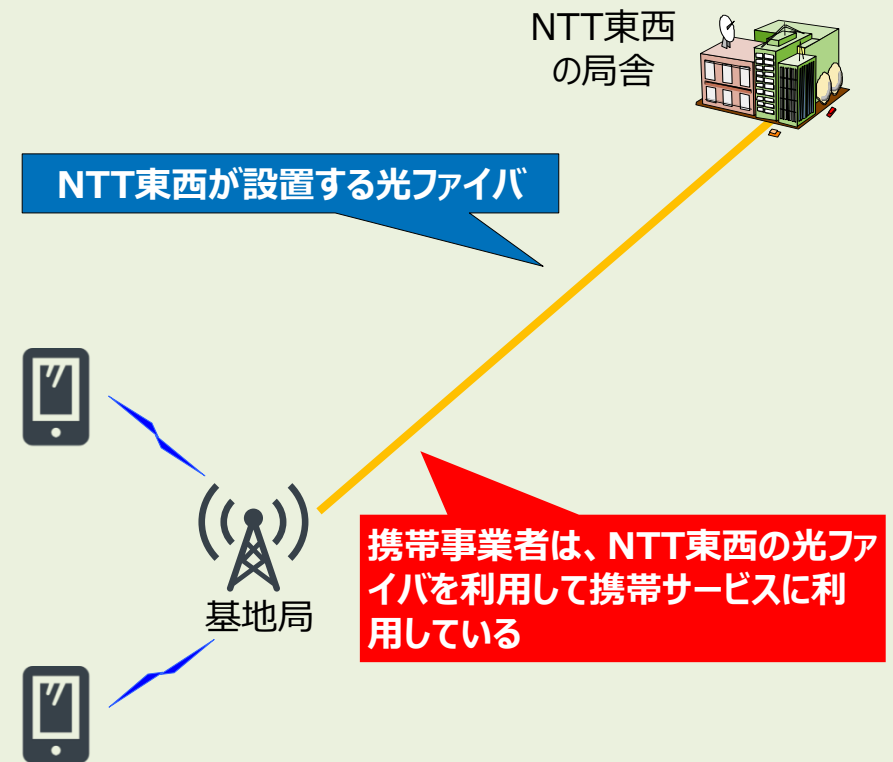


光ファイバ

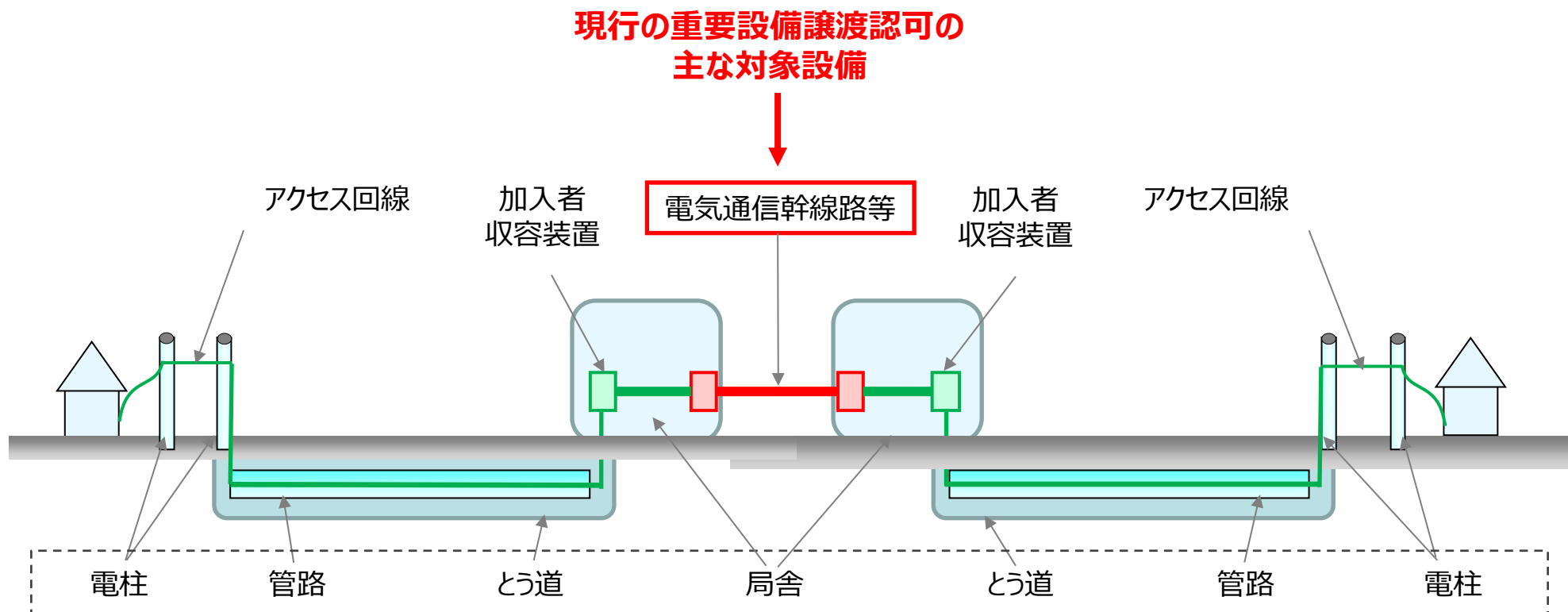


※ NTT東西の光ファイバを利用してサービス提供している事業者は800社超（ISP、ケーブルテレビ事業者等）

移動通信網を構成するNTT東西の光ファイバ



- 現在の**重要設備の譲渡等の認可**の対象は、**電気通信幹線路**及びこれに準ずる重要な電気通信設備とされている。
- 令和7年改正により、**線路敷設基盤**についても**重要設備の譲渡等の認可**の対象となる。



目的達成業務の事後届出化

【関係事業者からの主な意見】 ※詳細は参考資料参照

- ・ 検証の結果、目的達成業務の内容やその実施状況に不備等、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあると認められた場合には、速やかに変更命令等の必要な措置を講ずることが可能な仕組みとすべき。【楽天モバイル】

外資規制の遵守状況報告に記載すべき項目等

【関係事業者からの主な意見】 ※詳細は参考資料参照

- ・ 「電波法や放送法の外資総量規制の例に倣い、その遵守状況等を定期的に確認する制度を導入することが適当」とする最終答申の考え方のとおり、放送分野における外資規制関係事項の記載要領とすることが適当。【KDDI】

その他

【関係事業者からの主な意見】 ※詳細は参考資料参照

- ・ 省令の改正時などにおいては、今回と同様に幅広く、市場検証委員会で御議論、関係団体からも意見聴取を行うことを省令で定めていただきたい。【テレコムサービス協会】

電気通信事業法改正に伴うもの

NTT東西に対する禁止行為規制関係

① 特定関係事業者との間で新たに禁止される行為等

- ・ 役員兼任、在籍出向の禁止対象となる業務の内容等 【省令事項】
- ・ 他の電気通信事業者と比べて有利な条件で行うことを禁止する取引等 【省令事項】

NTT東西又はNTTドコモによるグループ内合併等の審査関係

① 合併審査（実施後3月以内に必要となる登録の更新）の対象となるグループ企業等

- ・ 電気通信事業者間の適正な公正競争関係に及ぼす影響が大きい電気通信事業（特定電気通信事業）の内容等 【省令事項】

NTT東西と特定関係事業者との間で新たに追加された禁止行為規制の対象

【関係事業者からの主な意見】 ※詳細は参考資料参照

- （在籍出向等の禁止の対象となる）NTT東西の業務は、**指定電気通信設備に係る業務を全て対象**とすべき。「重要従業者」は、電気事業法を参考にすることが考えられるが、「**管理的地位**」は、**出向元・出向先問わず広く対象**とすることが適当。【ソフトバンク】
- 累次の公正競争条件の法定化にあたっては、「**別個の伝送路構築**」、「**取引を通じた補助**」、「**独立した営業部門の設置**」、「**顧客情報その他の情報の公平な提供**」等は、これまで法令解釈に委ねられていたため、**省令にて明示的な記載が必要**。NTT持株に係る条件は今後の法定化も検討すべき。その他**法定化されない条件も、引き続き遵守が必要な旨を明確化**すべき。【ソフトバンク】
- 累次の公正競争条件の法定化**に伴い必要とされた規律は、競争環境の変化に対応するため、NTTドコモソリューションズ含め、**対象事業者を拡張して適用させることも検討**すべき。また、法定化の対象外となるNTT持株に係る**累次の公正競争条件**は、引き続き遵守状況の確認を徹底し、**問題が認められる場合には、法定化も検討**すべき。【KDDI】
- 禁止行為規制**によってNTT東西は特定事業者に対する**優遇等を禁止**されており、これまでの**市場検証会議における検証では問題無いことが確認**されていることを踏まえれば、**新たな規制を課す必要は無い**。【NTT】

NTT東西と特定関係事業者との間で追加された禁止行為規制の対象（省令事項）について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

- 在籍出向・役員兼任の禁止**について、最終答申では、電気事業法の規定を参考としているところ、同法施行規則では、**非公開情報を取扱う業務に着目**して、在籍出向等の禁止対象を定めていること。
- 累次の公正競争の法定化**について、最終答申では、「**累次の公正競争条件は、メタル固定電話が中心の時代に作られたものであり、その後、市場環境や競争環境が変化し、NTTグループ内の組織再編によりグループ内の会社間の関係や事業内容等も変化していること等に鑑みると、時代に即して現行化が必要な条件があると想定される**」とされていること。
- NTTデータに係る検証において、NTT東西の禁止行為規制（特定の事業者との有利な取引の禁止）の対象に、「**一般コロケーション**」を**規定すべきとの議論**を行っていること。
- 「**別個の伝送路構築**」、「**取引を通じた補助**」等については、**接続ルールや禁止行為規制※で担保されている**と考えらえること。

※NTT東西とNTTドコモの間の「（可能な限り）別個の伝送路を構築する」については、1997年に追加された接続ルール（第一種指定電気通信設備制度）によって、事実上担保されていると考えられる。

※「取引を通じた補助」については、NTT（東西）とNTTドコモ（1992年）又はNTTデータ（1998年）の間の条件であり、局舎の使用や業務の受託等の取引を通じた補助を念頭にしていると考えられるところ、これらの取引における優遇は、禁止行為規制により担保されていると考えられる。

※「独立した営業部門の設置」は、1999年のNTT再編時、固定電話の業務（加入者との接点を含む）を独占的に実施していたNTT東西と、競争が導入された県間通話等を提供する旧NTTコミュニケーションズに対するものであり、その後2001年には、禁止行為規制（不当に優遇の禁止）が法定化されている。

※「顧客情報その他の情報の公平な提供」は、1999年のNTT再編時、NTT東西と旧NTTコミュニケーションズの間で条件であり、独占的に実施していた業務において獲得した顧客情報等を念頭にしていると考えられるところ、その後法定化された禁止行為規制（不当に優遇の禁止）により担保されていると考えられる。

事業法改正に伴う省令事項（グループ内合併等の審査関係）

合併審査等の対象となるグループ企業（特定電気通信事業を営む者）の範囲

【関係事業者からの主な意見】 ※詳細は参考資料参照

- 完全子会社化後のNTTドコモビジネスをNTTドコモとみなすべきかどうか検証するとともに、特定関係事業には、電気通信役務と密接不可分に関係するソリューションも対象としたうえで、**NTTドコモビジネスとNTTデータを審査対象とすべき**。さらに、**株式取得についても登録の更新の対象とすることが必要**。【KDDI】
- NTT東西、NTTドコモの**禁止行為の相手方は全て対象とすべき**。少なくとも、**旧分離会社及び特定関係事業者は全て対象とすることが必須**。中でも、隣接市場への影響力の大きい電気通信事業（SI・ソリューション事業等）を提供する**NTTデータや、NTTドコモビジネスの対象化が必須**。また、必要性が認められれば、NTTドコモビジネスをNTTドコモとみなして対象とすべき。【ソフトバンク】
- 技術革新等に応じて事業環境は常に変動しているため、**グループ企業全体を審査対象とすることを基本**に、幅広い事業を特定電気通信事業とすべき。併せて、**株式取得（完全子会社化等）が対象となるよう審査対象の拡充**を検討すべき。【楽天モバイル】
- グループ内会社の組織再編については、**各社の経営判断によって行われるものであり、必要最低限の範囲に留めるべき**。NTTドコモの禁止行為規制の相手方の考え方を踏まえ、「特定電気通信事業」は**契約数が5万以上の電気通信事業に限定**されるべき。【NTT】

合併審査等の対象となるグループ企業の範囲（省令事項）について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

- 従来の登録の更新制度の趣旨は、固定・移動通信市場における高い回線シェアを有する事業者が「グループ外」の大規模事業者と合併等することは、公正競争の環境に大きな変更が生じ得ることから、更なるグループ化・寡占化を審査可能とする観点から導入されたものであり、「グループ内」の大規模事業者との合併は審査対象外となっていたこと。
- 令和7年改正による**グループ内合併審査の趣旨**は、固定・移動通信市場において、**市場支配力が濫用されることを防止するための禁止行為規制（グループ内企業の不当優遇等）が、グループ内企業との合併等を通じて、潜脱されることを防止する観点から、追加されたものであること**。
- 加えて、最終答申では、「できる限り規制コストを最小化し、**自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点から、合併等の審査の対象は、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの**に限定することが適当」とされていること。
- NTTグループ内の電気通信事業者としては、NTT東西・ドコモに加え、NTTドコモビジネス（売上約1.1兆円）、NTTデータ（売上約1.3兆円）が突出して大規模な事業者であるところ、ドコモビジネスは、**NTTグループの長距離通信を担うなど電気通信市場における公正競争上重要な地位**にあると考えられ、NTTデータは、**電気通信市場と密接に関連したSI、ソリューション市場において優位な地位**にあると考えられること。

その他

【関係事業者からの主な意見】 ※詳細は参考資料参照

- 禁止行為規制やグループ内合併審査の運用に際し、公正競争が阻害される事態となった場合又は禁止行為にあたる事態になった場合には、総務省又は市場検証委員会にて適切に対応するとともに、関係団体からも意見聴取を行うことを省令で定めていただきたい。
【テレコムサービス協会】

1988年 NTTデータへの事業譲渡

データ通信事業の分離について（1988年4月日本電信電話株式会社報道発表）

- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTによる新会社への回線提供の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保
- ◆ NTT・新会社の共同調達の禁止

1992年 NTTドコモへの事業譲渡

日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について（1992年4月郵政省報道発表）

- ◆ 可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

（※）ここでいうNTTは再編前のNTTであるが、NTTドコモとNTTとの間の公正競争条件は、再編後の地域会社（NTT東西）との間においても同様に適用される（H9年12月4日郵政省「日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針の公表」より）

1997年 NTTコムウェアへの事業譲渡

ソフトウェア関連業務の事業化について（1997年3月日本電信電話株式会社報道発表）

- ◆ NTTによる新会社との取引の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

1999年 持株会社、地域会社及び長距離会社への再編成

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（1997年12月郵政省告示）

- ◆ 地域会社・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止
- ◆ 持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施
- ◆ 持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達の禁止
- ◆ 地域会社・長距離会社間の接続形態・接続条件の他事業者との同等性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合における条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性確保
- ◆ 持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示の条件の他事業者との同一性確保

(電気通信事業法第12条の2)

- 一種・二種指定事業者又はその特定関係法人（グループ会社）が、グループ外の大規模事業者（一種・二種指定事業者を含む特定電気通信設備設置者）をグループ化（合併や株式の取得による子会社化等）する場合、その一種・二種指定事業者に対し、電気通信事業の登録の更新を義務付け、公正競争の確保に問題ないかどうか等を審査。
- 既に同一グループ内にある会社間の合併や株式取得等は、登録の更新の対象外。

① 一種・二種指定事業者のグループ

一種・二種指定事業者
又は
その特定関係法人
(いわゆるグループ会社)

①が②を
グループ化
(合併、株式取得に
よる子会社化等)
する場合

登録の更新が
必要

② グループ外の大規模事業者 (特定電気通信設備設置者)

[固定通信]
アクセス回線シェア10%超の者
(NTT東西、オプテージ 等)

[移動通信]
端末シェア3%超の者
(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、
ソフトバンク、UQコム、WCP 等)

公正競争の確保に問題ないかどうか等を審査

(電気通信事業法第12条の2)

- 市場支配的事業者がグループ内の大規模な電気通信事業者と合併等を行った場合に、グループ内外の電気通信事業者の公平な取り扱い等を確保するための体制が整備されていること等を確認可能とするもの。
- このため、市場支配的事業者が、グループ内の大規模な電気通信事業者（特定電気通信事業※を営むもの）と合併等をする場合、当該合併等から3月以内に、電気通信事業の登録の更新を要することとし、公正競争の確保等の観点から問題ないかどうかを審査。

※電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きい電気通信事業

①市場支配的事業者

NTT東西
又は
NTTドコモ

②市場支配的事業者のグループ会社

①が②を
合併等する場合



登録の更新が
必要



特定電気通信事業を営む事業者



どの事業が該当するかは、
今後、省令等で規定

公正競争の確保に問題ないかどうか等を審査

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

（事業）

第二条 （略）

2 （略）

3 地域会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 地域電気通信業務（その目的業務区域内において、基礎的電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七条に規定する基礎的電気通信役務をいう。）及びその他の電気通信役務（通信を媒介するものに限り、次に掲げる電気通信役務を除く。）を提供する電気通信業務をいう。以下この条及び第二十三条第三号において同じ。）

イ その一端が移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。）と接続される伝送路設備であつて**総務省令で定めるものを用いる電気通信役務**

ロ 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として**総務省令で定めるものを用いる電気通信役務**

二 地域電気通信業務に附帯する業務

4 地域会社は、次に掲げる業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、当該業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、**総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。**

一 前項に規定する業務のほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 他の地域会社の目的業務区域内における通信を媒介する電気通信役務（前項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を除く。）を提供する電気通信業務

5 地域電気通信業務（前項第二号に掲げる業務を含み、目的業務区域内の各都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、**総務省令で別に定める区域**。以下この項において同じ。）と当該目的業務区域内の他の各都道府県の区域との間の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務を除く。第二十三条第三号において同じ。）は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供すること又は地域電気通信業務（電話の役務に係るものを除く。）に係る電気通信役務の適切かつ安定的な提供を確保するために必要があると認められる場合であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

- 6 前三項において「目的業務区域」とは、次の各号に掲げる地域会社の区分に応じ、当該各号に定める区域をいう。
- 一 東日本電信電話株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域を合わせた区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、**総務省令で定める区域を除く。**）
 - 二 西日本電信電話株式会社 京都府及び大阪府並びに前号に規定する県以外の県の区域を合わせた区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、**総務省令で定める区域を除く。**）
- 7 地域会社は、第三項及び第四項に規定する業務のほか、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務（同項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を提供する電気通信業務**その他総務省令で定める業務を除く。**以下この条において「活用業務」という。）を営むことができる。
- 8 地域会社は、前項の規定により活用業務を営もうとするときは、**総務省令で定めるところにより、あらかじめ、活用業務の実施に関する基準**（以下この条において「実施基準」という。）**を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。
- 9 実施基準は、地域会社が活用業務を営むに当たつて遵守すべき次に掲げる事項に関し、**総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。**
- 一 活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項
 - 二 活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項
- 10 地域会社は、活用業務を営むに当たつては、実施基準に定めるところに従わなければならない。
- 11 地域会社は、毎事業年度、**総務省令で定めるところにより、活用業務の実施状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。**
- 12 総務大臣は、実施基準が第九項の規定に適合しないと認めるときは、地域会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 13 総務大臣は、地域会社が実施基準を遵守していないと認めるときは、地域会社に対し、活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するために必要な限度において、実施基準を遵守すべきことを命ずることができる。

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第六条 （略）

2～4 （略）

5 会社は、外国人等議決権割合に総務省令で定める変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該変更の内容を総務大臣に報告しなければならない。

6 会社は、第一項から第三項までの規定の遵守を確保するため、関係職員の知識の習得及び向上を図るために必要な研修その他の措置を講ずるとともに、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、その実施状況を総務大臣に報告しなければならない。

（定款の変更等）

第十一条 会社及び地域会社の定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、次に掲げる事項の決議は、この限りでない。

一 会社又は地域会社の商号の変更に係る定款の変更

二 電気通信事業を営まない法人であつて資本の額その他の経営の規模が総務省令で定める基準に達しないものの権利義務の全部を地域会社に承継させる合併

三 地域会社の電気通信事業以外の事業であつてその規模が総務省令で定める基準に達しないものに係る権利義務の全部又は一部を他の法人に承継させる分割

四 前二号に掲げるもののほか、第二条第一項又は第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のないものとして総務省令で定める合併又は分割

2 （略）

（重要な設備等の譲渡等）

第十三条 地域会社は、次に掲げる物について、譲り渡し、担保に供し、その他総務省令で定める処分をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

一 電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備

二 電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地（総務省令で定めるものに限る。）

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

第三十一条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）の次の各号に掲げる者は、特定関係事業者の当該各号に定める者を兼ねてはならない。**ただし、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。**

一 取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第四項第一号において「取締役等」という。） 取締役等又は従業者

二 従業者 取締役等

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、特定関係事業者の従業者（**当該特定関係事業者の業務の運営において重要な役割を担う従業者として総務省令で定める要件に該当するものに限る。**次項において「重要従業者」という。）を、当該電気通信事業者の業務のうち、**電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要なものとして総務省令で定めるもの**に従事させてはならない。

3 特定関係事業者は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務のうち前項の総務省令で定めるものに従事する者を、当該特定関係事業者の重要従業者として従事させてはならない。

4 （略）

5 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

三 前二号に掲げるもののほか、**特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であつて、その条件が当該電気通信事業者の取引の通常 conditions に比して当該特定関係事業者に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるもの**を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、**他の電気通信事業者に比して特定関係事業者に有利となる取引又は行為であつて、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれが大きいものとして総務省令で定めるもの**をすること。

6～10 (略)

11 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定関係事業者 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人（当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）である電気通信事業者に限る。）であつて、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一項各号に掲げる者が当該特定関係法人の当該各号に定める者を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するものをいう。
- 二 子会社 法人がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下この号において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（登録の更新）

第十二条の二 第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

一 第九条の登録を受けた者が、第三十条第一項の規定により新たに指定をされたとき。

二 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十三条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）

三 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）。

四 第九条の登録を受けた者（第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人又は第一種指定電気通信設備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。第四項第二号において同じ。）が、次のいずれかに該当すると

イ その特定関係法人（特定電気通信事業を営むものに限る。ロ及びハにおいて同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。）をしたとき。

ロ その特定関係法人から分割により特定電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。

ハ その特定関係法人から特定電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

五～七 （略）

2・3 （略）

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定関係法人 電気通信事業者たる法人との間に次に掲げる関係がある法人をいう。

イ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。ロ及びハにおいて同じ。）であること。

ロ 当該電気通信事業者たる法人が当該法人の子会社等であること。

ハ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法人の子会社等（当該電気通信事業者たる法人及び当該電気通信事業者たる法人との間にイ又はロに掲げる関係がある法人を除く。）であること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、政令で定める特殊の関係

二 特定電気通信事業 第九条の登録を受けた者が新たに営むこととなつた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信事業をいう。

三 （略）

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等）

第三十条 （略）

2 （略）

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報

ロ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報

二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、**当該電気通信事業者の特定関係法人（第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第十一項第一号において同じ。）である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。**

4 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報

ロ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

5・6 （略）